ACSES ニュースレター_２１７７号（2021 年 9 月 15 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(電動アシスト自転車)〈消費者庁〉
・鈍器で 79 歳女性撲殺疑い、佐賀　長崎大生逮捕「殺せる人探した」〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・令和3年度高圧ガス保安活動促進週間を実施します〈経済産業省〉
・株式会社ハピリィに対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉／七五三の撮影 “大幅値引き”と宣伝 写真スタジオに措置命令〈放送報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・福島第一原発 汚染水処理のフィルター破損 2年前も同様の破損〈放送報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件（厚生労働省告示第 334 号）〈官報〉
[4] 労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針の一部を改正する件（厚生労働省告示第 335 号）〈官報〉
[5] 健康安全
◇脳・心臓疾患の労災認定基準を改正しました〈厚生労働省〉
◇令和３年度「世界患者安全の日」について〈厚生労働省〉
[6] 肥料
◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 1551 号）〈官報〉
◇生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 1552 号）〈官報〉
◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 1553 号）〈官報〉
[7] 食品安全衛生関係
◇輸入食品に対する検査命令の実施（オーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁）〈厚生労働省〉
◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産省・環境省告示第 7 号）〈官報〉
◇特定保健用食品の表示許可について〈消費者庁〉
[8] 廃棄物関係
◇神奈川県川崎市再生 PET 樹脂製造工場再稼働事業への資金拠出決定について〈環境省〉
[9] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　３件　　［調査結果］　３件　　［統計資料］　２件
[10] その他省庁発表　　１件
[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

夜香木（ヤコウボク）

［開催案内］　７件　　［開催記録、報告、資料等］　３件
［12］海外の化学物質管理情報
○国際：２件　○欧州：３件　○米国：12 件　○欧州及び米国：２件　○オーストラリア：２件

****

［1］*化学物質関係事故、事件関係*

◇*その他の事故、事件*

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(電動アシスト自転車)
＜消費者庁　2021 年 9 月 14 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025636/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210914_01.pdf
特記事項:ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車のリコール(無償点検・改修)
１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件
（うちガスこんろ（ＬＰガス用）１件)
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：２件
（うち電動アシスト自転車１件、インターホン（モニターテレビ付）１件)
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：４件
（うちテレビゲーム機１件、椅子１件、空気清浄機（加湿機能付）１件、エアコン（室外機）１件)

・鈍器で 79 歳女性撲殺疑い、佐賀　長崎大生逮捕「殺せる人探した」
＜共同通信　2021 年 9 月 14 日＞　https://nordot.app/810288458956390400?c=39546741839462401
鈍器で高齢女性を殴り殺害したとして、佐賀県警は 14 日、殺人の疑いで長崎市中園町の長崎大 4 年山口鴻志容疑者（25）を逮捕した。捜査関係者によると、2 人に面識はなく「殺せる人を探していた」という趣旨の供述をしている。13 日午後 0 時半ごろ、大分中央署に自首していた。
逮捕容疑は 10 日午後 1 時すぎ、佐賀県鳥栖市酒井東町の住宅敷地で無職大塚千種さん（79）の頭部を複数回殴り、外傷性くも膜下出血による脳機能障害で殺害した疑い。県警によると、殴ったことを認め「殺してしまうかもしれないと思ったが、確定的な殺意はなかった」と供述している。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・令和3年度高圧ガス保安活動促進週間を実施します
＜経済産業省　2021 年 9 月 13 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/09/20210913002/20210913002.html?from=mj
令和 3 年 10 月 23 日（土曜日）から、令和 3 年度高圧ガス保安活動促進週間を実施します。
高圧ガス保安活動促進週間を通じて民間事業者等の高圧ガスの保安に関する活動を促進し、高圧ガスによる災害を防止するために各地の実情に即した行事を行い、高圧ガスの保安活動の促進を図ります。
1. 概要
高圧ガス保安活動促進週間は、高圧ガス（一般消費者等が使用する液化石油ガスも含む）の保安に関する活動を促進し、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としています。各地の実情に即した行事を行い、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進を図ります。
2. 期間
令和 3 年 10 月 23 日（土曜日）から 29 日（金曜日）
3. 重点目標
今年度の高圧ガス保安活動促進週間の重点目標は、事故の発生状況等を踏まえて以下のとおりとします。

（1）高圧ガス保安法関係
①運転・操作上（ソフト）の要因による人的被害が多いことにも留意した各事業所における自主保安意識の高揚並びに保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直しによる保安力の向上
②各事業所において、IoT・ビッグデータ等を活用するとともに、その効果を適切に検討し、改善の取組を行う。
③非定常運転又は作業におけるリスクマネジメント、リスクアセスメントの意義と重要性の理解及び普及の促進
④事業所における地震・津波等による大規模災害に対する防災意識の高揚及び防災対策の促進
⑤高圧ガス製造事業所等における設備の管理方法の見直し及び漏えい等の未然防止
⑥高圧ガス利用者（特に、溶接・溶断を行う者並びにコールドエバポレータ及び空調設備等の利用者）における保安意識の向上
⑦タンクローリ、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進
⑧残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底
⑨高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策の徹底
（2）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係
①業務用消費者に対して、CO 中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器・CO 警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底
②一般消費者等に対して、LP ガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO 中毒事故防止対策、ガスが漏えいした場合の適切な対処方法の周知
③高齢者及び一人暮らしの消費者に対してＬＰガス設備を安全に使用するための保安啓発
4. 高圧ガス保安活動促進週間ポスター
今年度の高圧ガス保安活動促進週間のキャッチコピーは、「点検に不要不急の文字は無し」です。令和 3 年度は、全ての事業者様に御活用いただけるよう共通のポスターデザインとして 1 種類となりましたが、キャッチコピーの「不要不急」の時間経過を円形のデザインでシンボリックに表現しています。

令和 3 年度高圧ガス保安活動促進週間ポスター

・株式会社ハピリィに対する景品表示法に基づく措置命令について
＜消費者庁　2021 年 9 月 14 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025598/
消費者庁は、本日、株式会社ハピリィに対し、同社が供給する「七五三前撮りデータセット」又は「七五三データセット」と称する撮影プラン及び「七五三前撮りアルバム&データセット」又は「七五三アルバム&データセット」と称する撮影プランに係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為(同法第 5 条第 2 号(有利誤認)に該当)が認められたことから、同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、措置命令を行いました。
・七五三の撮影　“大幅値引き”と宣伝 写真スタジオに措置命令
＜NHK　2021 年 9 月 14 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210914/k10013259151000.html
七五三を祝う写真撮影サービスについて、販売実績のない通常価格と比較して、大幅に値引きするかのようにウェブサイトで宣伝していたことなどが景品表示法に違反するとして、消費者庁は写真スタジオを経営する東京の会社に対し、再発防止などを命じる措置命令を行いました。

命令を受けたのは、首都圏などで写真スタジオを経営する東京 千代田区にある「ハピリィ」です。
消費者庁によりますとこの会社は、ことし６月までの１年余りの間、自社ウェブサイトで七五三を祝う写真の撮影サービスについて、「通常価格 51,700 円が最大 55%Off 22,800 円」などと表示して、大幅に値引きするかのように宣伝していたということです。
しかし、消費者庁が調べたところ、表示されていた「通常価格」での販売実績はなかったということです。
また、値引きするとした期間についてもおよそ２か月間に限ったかのように宣伝していましたが、実際には期間を過ぎても繰り返し同じ価格で販売していたということです。
このため消費者庁は、こうした行為が景品表示法違反に当たるとして会社に対し、再発防止などを命じる措置命令を行いました。
命令を受けたことについて「ハピリィ」は、NHK の取材に対して「迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。弁護士に相談したうえで宣伝を行っており、問題があるという認識はありませんでしたが、命令を真摯（しんし）に受け止め再発防止に向けて取り組んでいきます」としています。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・福島第一原発 汚染水処理のフィルター破損 ２年前も同様の破損

＜NHK　2021 年９月 14 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210914/k10013258131000.html
福島第一原子力発電所で出る汚染水を処理する設備のフィルターが破損していたことが分かりました。
東京電力は同様の破損が２年前にもありましたが、原因分析や対策を行わないまま、運転を継続していたということで、原子力規制委員会は東京電力の管理態勢を厳しく批判しました。

破損は 25 か所のうち 24 か所

東京電力によりますと、福島第一原発の汚染水を処理する ALPS と呼ばれる設備に取り付けられているフィルターの破損が先月末に分かり、調査の結果、25 か所のうち 24 か所が破損していたということです。
フィルターは、放射性物質を外部に漏らさないようにするもので、東京電力は環境への影響は確認されていないとする一方、建屋の中に放射性物質が漏れ出たおそれは否定できないとしています。
東京電力は、２年前にも同じフィルターの破損が見つかっていましたが、原因分析や対策を取らず、フィルターを交換してそのまま運転を続けたことも明らかにしました。
一連の対応について 13 日、原子力規制委員会の会合で伴信彦委員は「フィルターの問題以上に、根本的な問題は東京電力の姿勢にある」などと管理態勢を厳しく批判しました。
福島第一廃炉推進カンパニーの小野明代表は「反省せざるをえない。経緯を調べ、しっかり対策する」と述べ、問題の背景を分析し、抜本的な対策を検討する考えを示しました。
****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年９月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=l2yBJ0b_zTM_TPwFY
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港・海港検疫）
＜厚生労働省　2021年9月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21092.html
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年９月 14 日版）
＜厚生労働省　2021 年９月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21077.html
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2021 年９月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=H-QJr853Rbu3xH2NY

◇マスコミ報道　見出し

・塾で相次ぐクラスター、広がりケタ違い　「対面授業の要望強いが」

＜朝日新聞　2021 年 9 月 7 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP972V23P92UTIL04R.html?iref=comtop_list_02

[対策・予防]

◇<u>ワクチン、検査薬、治療薬等</u>

・職場での検査に関する一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について
＜厚生労働省　2021 年 9 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=n2SJL073xTs3RPwNY
・新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせ
＜厚生労働省　2021年9月14日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryoukikanheno_oshirase.html
・新型コロナワクチンの予診票・説明書・情報提供資材
＜厚生労働省　2021年9月14日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html
・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2021 年 9 月 14 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html

・神奈川 鎌倉市の接種会場でファイザー製ワクチンに異物
＜NHK　2021 年 9 月 13 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210913/k10013257921000.html?utm_int=all_side_ranking-social_001

・新型コロナワクチン接種を拒否する社員は、クビにできるのか？
＜DIAMOND online　2021 年 9 月 14 日＞　https://diamond.jp/articles/-/282044

・シンガポール、接種率８割でも感染急増　「コロナ共存」へ試練
＜時事通信　2021 年 9 月 13 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021091300758&g=int
・ワクチンの追加接種、今は必要なし 英医学誌に報告書
＜AFP＝時事　2021 年 9 月 14 日＞　https://www.afpbb.com/articles/-/3366088
・米 NY ワクチン接種証明書の提示要求を義務化 違反は罰金に
＜NHK　2021 年 9 月 14 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210914/k10013258031000.html?utm_int=all_side_ranking-social_003

◇<u>大学等関係</u>

・<u>対面授業世界の大学悩む</u>
<u>接種踏まえ再開・拡充　今秋感染対応、遠隔と使い分け</u>
＜日経新聞　2021 年 8 月 22 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGKKZO75013100R20C21A8EA1000/

9月にも新学年が始まる欧米の大学で、対面授業を再開・拡充する動きが広がっている。新型コロナウイルスのワクチン接種を条件にする大学が目立つ。日本の大学も対面実施を目指すが、感染力の強いインド型(デルタ型)の台頭で感染状況は世界的に悪化。各大学はオンライン授業への切り替えも視野に慎重姿勢をとっている。

ワクチン義務化

米ハーバード大は全学生や教員に接種を義務付けた上で対面授業を再開する。米疾病対策センター(CDC)が接種後も人に感染させるリスクがあると勧告したことを受け、キャンパス内でのマスク着用も義務付ける。

東部の名門、ブラウン大も接種を条件に原則対面にする。さらに接種を受けた人は１週間ごと、健康上の理由などで接種を受けられない人は４日ごとに検査を受ける。

日本や欧米を含む世界の大学は2020年、ほぼ遠隔授業になった。21年前半も対面授業は制約が残り、大規模授業などはオンラインが続いた。

状況を変えたのはワクチンだ。米専門誌によると、全米の大学約3千校のうち接種を義務付けたり強く推奨したりする大学は664校に上る。その多くが秋からの対面再開を念頭に置いているとみられる。

学生の不満強く

対面に踏み切る背景には学生の強い不満がある。米国では立ち入りが制限され構内の施設が使えないのに学費を据え置くのは不当として、学生が授業料の返還を求める訴訟が各地で相次いだ。

欧州も接種を推奨する大学が多く、秋学期の対面再開の準備が進む。英ケンブリッジ大は従来の少人数授業に加え、秋からは大勢が参加する授業も対面に切り替える。

フランスのPSL研究大は秋に全ての授業を対面に戻す。二酸化炭素濃度を計測する機械で換気状況を把握し、マスク着用も義務付ける。コラリー・シェパリエ副学長は「キャンパス生活が長く混乱していた学生には対面授業が大切だ」と強調する。

日本の大学も多くは秋学期から対面に軸足を置一いた授業を増やすことを想定する。希望する学生らを対象に学内でワクチンを接種する大学は約180校。夏休み中に2回目の接種を終え、秋学期一を迎えるシナリオを描く大学が多い。

学生の５割超が1回目の接種を終えた早稲田大一は春学期と同様､感染対策を講じながら対面授業を基本とする方針だ。既に６割ほどが接種を済ませたという大阪大も対面中心を目指す。

ただ、ワクチン接種は日本では任意が原則で、対面再開の条件にすることは難しい。多くの大学は秋学期が始まる９月中下旬の国内の感染状況をみて対面と遠隔の割合を決めるとみられる。

国内では若者を中心に感染が急拡大する。18日までの１週間に確認された10～20代の感染者は4万9517人で、全体の新規感染者の４割を占める。感染悪化を受け政府は緊急事態宣言を9月12日まで延長し、対象地域も広げた。秋学期の授業について、東京大が「検討中」とするなど、警戒を強める大学は増えている。

デルタ型は世界中で猛威を振るっており、対面再開の計画が狂う事態は起こりうる。世界でも再びのオンライン化に備える大学が出ている。

PSL研究大は感染状況の悪化に備え、オンライン授業に切り替える体-制を整えた。スイス連邦工料大チューリヒ校は「原則対面」と「半分対面」の２パターンを想定。半分対面のシナリオでは学生を２グループに分け、ローテーションでキャンパスに立ち入れるようにするという。

１年以上に及ぶコロナ禍で大学のオンライン授業の質は向上し、時間や場所を問わない利点を生かした新しい教育も始まっている。ただキャンパス閉鎖の長期化は学生のスキル習得やメンタル面にも影響する。各国の大学には感染対策と学生支援の両立が一段と求められている。

世界の大学の秋学期授業方針

ハーバード大（米国）	ワクチン接種を条件に対面を再開
ブラウン大（米国）	ワクチン接種を条件に原則対面。宗教やアレルギーを理由に接種しない場合は４日ごとに検査
ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス大（LSE、英国）	少人数の講義は対面、受講者が多い場合はオンライン
ケンブッジ大（英国）	受講者が多い講義の多くを対面に切り替え
スイス連邦工科大チューリヒ校（スイス）	原則対面か半分対面のいずれかを想定
ＰＳＬ研究大（フランス）	原則対面
京都大	原則対面
早稲田大	対面を基本としてオンラインも併用
慶応大	対面とオンラインを併用

(注) ８月上旬時点での方針で、感染状況などにより今後変わる可能性がある。

・中国で開発進むワクチン 長崎大学などが国内初の臨床試験へ
＜NHK　2021 年 9 月 14 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210914/k10013258051000.html
---

◇マスコミ報道　見出し

・ブレークスルー感染で「ゼロコロナ」頓挫　ウイルスとの共存路線へ

＜京都新聞　2021 年 9 月 13 日＞　https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/637466

・40 度の熱が 2 週間…「僕は死ぬの？」小 6 の涙　コロナ後遺症に注意

＜朝日新聞　2021 年 9 月 14 日＞　https://www.asahi.com/articles/photo/AS20210913002117.html

****

[3] 蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件（厚生労働省告示第 334 号）

［官報］　令和 3 年 9 月 14 日　本紙　第 575 号　5～8 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210914/20210914h00575/20210914h005750005f.html

○厚生労働省告示第 334 号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十一条第一項の規定に基づき、蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針（平成二十七年厚生労働省告示第二百六十号）の一部を次の表のように改正する。

令和 3 年 9 月 14 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
国際的な人の移動の活発化に伴い、国内での感染があまり見られない感染症について、海外から持ち込まれる事例が増加している。デング熱などの蚊が媒介する感染症（以下「蚊媒介感染症」という。）についても、海外で感染した患者の国内での発生が継続的に報告されている。 我が国においては、平成二十六年八月、デング熱に国内で感染した患者が、昭和十七年から二十年までの間にかけて報告されて以来、約七十年ぶりに報告された。現在、デング熱については、特異的な治療法は存在せず、ワクチンも実用化に向けた研究開発が進められている段階であり、また、ダンケ出血熱と呼ばれる重篤な症状を呈する場合がある。このような蚊媒介感染症のまん延防止のためには、平常時から感染症を媒介する蚊（以下「媒介蚊」という。）の対策を行うこと、国内において蚊媒介感染症が媒介蚊から大に感染した症例（以下「国内感染症例」という。）を迅速に把握すること、発生時に的確な媒介蚊の対策を行うこと、蚊媒介感染症の患者に適切な医療を提供することなどが重要である。しかしながら、近年、国内感染症例が発生した蚊媒介感染症は、予防接種の普及により年間数件の発生にとどまる日本脳炎に隴られており、感染症対策の一環として、平常時における媒介蚊の対策だけでなく、国内に常在しない蚊媒介感染症が国内で発生した際の媒介蚊の対策が十分に実施されていないという現状がある。そのため、近年、各地方公共団体における媒介蚊の対策に関する知識や経験が失われつつあるとともに、国民の媒介蚊に対する知識や危機感が希薄になりつつある中、媒介蚊の対策を含む蚊媒介感染	国際的な人の移動の活発化に伴い、国内での感染があまり見られない感染症について、海外から持ち込まれる事例が増加している。デング熱などの蚊が媒介する感染症（以下「蚊媒介感染症」という。）についても、海外で感染した患者の国内での発生が継続的に報告されている。 我が国においては、平成二十六年八月、デング熱に国内で感染した患者が、昭和十七年から二十年までの間にかけて報告されて以来、約七十年ぶりに報告された。現在、デング熱については、特異的な治療法は存在せず、ワクチンも実用化に向けた研究開発が進められている段階であり、また、ダンケ出血熱と呼ばれる重篤な症状を呈する場合がある。このような蚊媒介感染症のまん延防止のためには、平常時から感染症を媒介する蚊（以下「媒介蚊」という。）の対策を行うこと、国内において蚊媒介感染症が媒介蚊から大に感染した症例（以下「国内感染症例」という。）を迅速に把握すること、発生時に的確な媒介蚊の対策を行うこと、蚊媒介感染症の患者に適切な医療を提供することなどが重要である。しかしながら、近年、国内感染症例が発生した蚊媒介感染症は、予防接種の普及により年間数件の発生にとどまる日本脳炎に隴られており、感染症対策の一環として、平常時における媒介蚊の対策だけでなく、国内に常在しない蚊媒介感染症が国内で発生した際の媒介蚊の対策が十分に実施されていないという現状がある。そのため、近年、各地方公共団体における媒介蚊の対策に関する知識や経験が失われつつあるとともに、国民の媒介蚊に対する知識や危機感が希薄になりつつある中、媒介蚊の対策を含む蚊媒介感染

症の対策の充実が喫緊の課題となっている。こうした蚊媒介感染症の感染経路、流行した場合に社会に与える影響等に鑑みると、行政関係者や医療関係者はもちろんのこと、国民一人一人がその予防に積極的に取り組んでいくことが極めて重要である。

蚊媒介感染症であるジカウイルス感染症及びチタンケニア熱については、現時点では国内感染症例が報告されていない。しかしながら、デング熱、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱については、いずれも日本国内に広く分布するヒトスジシマカが媒介することが知られている。また、平成二十七年には、インド、台湾等でデング熱の流行が、ブラジルを始めとする中南米地域でジカウイルス感染症の流行が報告されており、いずれも海外で蚊媒介感染症にかかった者が帰国又は入国する例（以下「輸入感染症例」という。）を起点として国内での感染が拡大する可能性が常に存在する。蚊媒介感染症としては、これら以外にも、マラリア、ウエストナイル熱、日本脳炎などがある。マラリアについては、媒介蚊であるハマダラカが国内の人口が密集している地帯には生息していない。ウエストナイル熱については、発症している際の人の血中におけるウイルス量が少なく、媒介蚊のみを介した人から人への感染環が成立しないことから、デング熱、ジカウイルス感染症及びチタンケニア熱と比して、輸入感染症例を起点として国内感染症例が発生する可能性は低い。日本脳炎については、効果的なワクチンが既に存在し、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づく定期の予防接種が実施されている。こうした理由から、現時点では、デング熱、ジカウイルス感染症及びチタンケニア熱については、その感染が国内で拡大する可能性が高いと考えられる。このため、本指針では、デング熱、ジカウイルス感染症及びチタンケニア熱を、重点的に対策を講じる必要がある蚊媒介感染症に位置付け、これらの感染症の媒介蚊であるヒトスジシマカが発生する地域における対策を講じることにより、その発生の予防とまん延の防止を図ることを主たる目的とする。なお、これら以外の蚊媒介感染症（ウエストナイル熱、黄熱、西部ウマ脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ペネズエラウマ脳炎、マラリア、野兎病及びリフトバレー熱）<u>に関する対策や今後国内における定着が危惧されるネッタイシマカが発生する地域における対策</u>についても、共通する取組は必要に応じて講じるものとする。

本指針は、このような状況を受け、蚊媒介感染症について、適切なリスク評価を行った上で、必要な範囲

症の対策の充実が喫緊の課題となっている。こうした蚊媒介感染症の感染経路、流行した場合に社会に与える影響等に鑑みると、行政関係者や医療関係者はもちろんのこと、国民一人一人がその予防に積極的に取り組んでいくことが極めて重要である。

蚊媒介感染症であるジカウイルス感染症及びチタンケニア熱については、現時点では国内感染症例が報告されていない。しかしながら、デング熱、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱については、いずれも日本国内に広く分布するヒトスジシマカが媒介することが知られている。また、平成二十七年には、インド、台湾等でデング熱の流行が、ブラジルを始めとする中南米地域でジカウイルス感染症の流行が報告されており、いずれも海外で蚊媒介感染症にかかった者が帰国又は入国する例（以下「輸入感染症例」という。）を起点として国内での感染が拡大する可能性が常に存在する。蚊媒介感染症としては、これら以外にも、マラリア、ウエストナイル熱、日本脳炎などがある。マラリアについては、媒介蚊であるハマダラカが国内の人口が密集している地帯には生息していない。ウエストナイル熱については、発症している際の人の血中におけるウイルス量が少なく、媒介蚊のみを介した人から人への感染環が成立しないことから、デング熱、ジカウイルス感染症及びチタンケニア熱と比して、輸入感染症例を起点として国内感染症例が発生する可能性は低い。日本脳炎については、効果的なワクチンが既に存在し、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づく定期の予防接種が実施されている。こうした理由から、現時点では、デング熱、ジカウイルス感染症及びチタンケニア熱については、その感染が国内で拡大する可能性が高いと考えられる。このため、本指針では、デング熱、ジカウイルス感染症及びチタンケニア熱を、重点的に対策を講じる必要がある蚊媒介感染症に位置付け、これらの感染症の媒介蚊であるヒトスジシマカが発生する地域における対策を講じることにより、その発生の予防とまん延の防止を図ることを主たる目的とする。なお、これら以外の蚊媒介感染症（ウエストナイル熱、黄熱、西部ウマ脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ペネズエラウマ脳炎、マラリア、野兎病及びリフトバレー熱）<u>対策</u>についても、共通する取組は必要に応じて講じるものとする。

本指針は、このような状況を受け、蚊媒介感染症について、適切なリスク評価を行った上で、必要な範囲

において対策を実施することを目標とする。あわせて、その目標を達成するため、国、地方公共団体、医療関係者、国民等、全ての関係者が連携して取り組んでいくべき施策について、新たな方向性を示すものである。 本指針は、蚊媒介感染症の発生動向、蚊媒介感染症の予防・治療等に関する最新の科学的知見、本指針に基づく取組の進捗状況等を勘案して、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとする。	において対策を実施することを目標とする。あわせて、その目標を達成するため、国、地方公共団体、医療関係者、国民等、全ての関係者が連携して取り組んでいくべき施策について、新たな方向性を示すものである。 本指針は、蚊媒介感染症の発生動向、蚊媒介感染症の予防・治療等に関する最新の科学的知見、本指針に基づく取組の進捗状況等を勘案して、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとする。
第一　平常時の予防対策 一・二　（略） 三　平常時の対応 国は、空港及び海港周辺において、海外からの媒介蚊の侵入状況等について調査を実施し、必要に応じて駆除等の措置を行うものとする。 都道府県等は、蚊媒介感染症の発生に関する人及び蚊についての総合的なリスク評価を行うものとする。リスク評価の結果、注意が必要とされた地点においては、必要に応じて、市町村と連携しつつ、施設等の管理者等の協力を得て、定点を定めた媒介蚊の発生状況の継続的な観測　（以下「定点モニタリング」という。）、媒介蚊の幼虫の発生源の対策及び媒介蚊の成虫の駆除、当該地点に長時間滞在する者又は頻回に訪問する者に対する予防のための防蚊対策に関する注意喚起や健康調査などの対応を行うものとする。注意が必要とされる地点としては、当該地点に長時間滞在する者又は頻回に訪問する者が多く、海外からの渡航者が多く訪れ、かつ、大規模公園などの蚊の生息に適した場所が存在する地点が考えられる。 都道府県等は、輸入感染症例について、媒介蚊の活動が活発な時期であるか否かや周辺の媒介蚊の発生状況に留意しつつ、当該者の国内での蚊の刺咬歴等の確認を行うとともに、医療機関と連携し、蚊媒介感染症と診断された患者に対して、血液中に病原体が多く含まれるため蚊を媒介して感染拡大のリスクがある期間（以下「病原体血症期」という。）のまん延防止のための防蚊対策や献血の回避の重要性に関する指導を行うこととする。 また、国は、国内感染症例が発生した場合に備え、人及び媒介蚊についての積極的疫学調査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第十五条に基づく調査をいう。以下同じ。）	第一　平常時の予防対策 一・二　（略） 三　平常時の対応 国は、空港及び海港周辺において、海外からの媒介蚊の侵入状況等について調査を実施し、必要に応じて駆除等の措置を行うものとする。 都道府県等は、蚊媒介感染症の発生に関する人及び蚊についての総合的なリスク評価を行うものとする。訪問者数が多く、かつ、蚊の生息に適した場所が存在する大規模公園など、リスク評価の結果、注意が必要とされた地点においては、必要に応じて、市町村と連携しつつ、施設等の管理者等の協力を得て、定点を定めた媒介蚊の発生状況の継続的な観測　（以下「定点モニタリング」という。）、媒介蚊の幼虫の発生源の対策及び媒介蚊の成虫の駆除、当該地点に長時間滞在する者又は頻回に訪問する者に対する予防のための防蚊対策に関する注意喚起や健康調査などの対応を行うものとする。 都道府県等は、輸入感染症例について、媒介蚊の活動が活発な時期であるか否かや周辺の媒介蚊の発生状況に留意しつつ、当該者の国内での蚊の刺咬歴等の確認を行うとともに、医療機関と連携し、蚊媒介感染症と診断された患者に対して、血液中に病原体が多く含まれるため蚊を媒介して感染拡大のリスクがある期間（以下「病原体血症期」という。）のまん延防止のための防蚊対策や献血の回避の重要性に関する指導を行うこととする。 また、国は、国内感染症例が発生した場合に備え、人及び媒介蚊についての積極的疫学調査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第十五条に基づく調査をいう。以下同じ。）

等に関する手引を作成する。都道府県等は、当該手引を踏まえ、平常時から国内発生時までの具体的な行動計画等を整備することとする。 国民は、蚊媒介感染症に対する正しい知識を持ち、海外への渡航時は、予防のための防蚊対策を実行するとともに、帰国後、発熱などで医療機関を受診する場合は海外への渡航歴を伝えるよう努めるものとする。また、蚊媒介感染症と診断された場合には、医師や行政機関の助言に従い、病原体血症期において、まん延防止のための防蚊対策を確実に実施して蚊に刺されないようにすること、献血を控えること、行政機関が実施する積極的疫学調査に協力することなど、蚊媒介感染症の国内発生の予防のために必要な協力を行うよう努めることとする。 第二　（略） 第三　国内感染のまん延防止対策 一　（略） 二　国内発生時の対応 国内に常在しない蚊媒介感染症の国内感染症例が発生した場合、当該症例が発生した市町村、都道府県等及び国等の間で、迅速に情報共有を行うとともに、必要に応じ、住民等への注意喚起を実施することとする。 都道府県等は、国内感染症例については、可能な限り全ての症例に対して積極的疫学調査を実施し、国内で蚊媒介感染症にかかったと推定される場所（以下「推定感染地」という。）に関する情報を収集する。また、国や国立感染症研究所の協力を得つつ、必要に応じて、推定感染地の周辺の媒介蚊の密度調査等を実施することとする。積極的疫学調査の結果、他の都道府県等への情報提供を要すると判断した場合には、迅速に情報提供を行い、必要に応じ、他の都道府県等との間で連携を取りつつ、対策を講じることとする。また、蚊媒介感染症と診断された患者に対しては、病原体血症期の蚊の刺咬歴等を確認するとともに、医療機関と連携し、病原体血症期のまん延防止のための防蚊対策や献血の回避の重要性について指導することとする。 都道府県等は、国内の同一地点、同一期間又は同一集団内で複数の国内感染症例が発生すること、異なる患者の検体から分離された病原体の遺伝子配列が一致することなどにより、推定感染地がある程度特定された場合、現地における法第三	等に関する手引を作成する。都道府県等は、当該手引を踏まえ、平常時から国内発生時までの具体的な行動計画等を整備することとする。 国民は、蚊媒介感染症に対する正しい知識を持ち、海外への渡航時は、予防のための防蚊対策を実行するとともに、帰国後、発熱などで医療機関を受診する場合は海外への渡航歴を伝えるよう努めるものとする。また、蚊媒介感染症と診断された場合には、医師や行政機関の助言に従い、病原体血症期において、まん延防止のための防蚊対策を確実に実施して蚊に刺されないようにすること、献血を控えること、行政機関が実施する積極的疫学調査に協力することなど、蚊媒介感染症の国内発生の予防のために必要な協力を行うよう努めることとする。 第二　（略） 第三　国内感染のまん延防止対策 一　（略） 二　国内発生時の対応 国内に常在しない蚊媒介感染症の国内感染症例が発生した場合、当該症例が発生した市町村、都道府県等及び国等の間で、迅速に情報共有を行うとともに、必要に応じ、住民等への注意喚起を実施することとする。 都道府県等は、国内感染症例については、可能な限り全ての症例に対して積極的疫学調査を実施し、国内で蚊媒介感染症にかかったと推定される場所（以下「推定感染地」という。）に関する情報を収集する。また、国や国立感染症研究所の協力を得つつ、必要に応じて、推定感染地の周辺の媒介蚊の密度調査等を実施することとする。積極的疫学調査の結果、他の都道府県等への情報提供を要すると判断した場合には、迅速に情報提供を行い、必要に応じ、他の都道府県等との間で連携を取りつつ、対策を講じることとする。また、蚊媒介感染症と診断された患者に対しては、病原体血症期の蚊の刺咬歴等を確認するとともに、医療機関と連携し、病原体血症期のまん延防止のための防蚊対策や献血の回避の重要性について指導することとする。 都道府県等は、国内の同一地点、同一期間又は同一集団内で複数の国内感染症例が発生すること、異なる患者の検体から分離された病原体の遺伝子配列が一致することなどにより、推定感染地がある程度特定された場合、現地における法第三

十五条に基づく蚊の密度調査等の結果や、当該推定感染地が公園等の公共施設であるときは、利用者の状況等を踏まえ、蚊媒介感染症の感染が拡大する蓋然性の評価を実施する。さらに、都道府県等は、蚊媒介感染症の感染が拡大する蓋然性に関する評価の結果に応じ、法第二十八条に基づき施設等の管理者等や市町村への有効かつ適切な蚊の駆除の指示を行うとともに、当該推定感染地の管理者等や市町村と連携して、一定の区域の立入制限等を含む媒介蚊の対策を実施することとする。都道府県等及び市町村は、平時から殺虫剤の備蓄や散布機の整備について考慮し、市町村は、必要に応じて、都道府県の指示の下、有効かつ適切な蚊の駆除を行うこととする。なお、その際に事業者に委託する場合は、適切な知識及び技術を有すると判断される事業者を選定し、当該事業者との連携に努めることとから。	十五条に基づく蚊の密度調査等の結果や、当該推定感染地が公園等の公共施設であるときは、利用者の状況等を踏まえ、蚊媒介感染症の感染が拡大する蓋然性の評価を実施する。さらに、都道府県等は、蚊媒介感染症の感染が拡大する蓋然性に関する評価の結果に応じ、法第二十八条に基づき施設等の管理者等や市町村への有効かつ適切な蚊の駆除の指示を行うとともに、当該推定感染地の管理者等や市町村と連携して、一定の区域の立入制限等を含む媒介蚊の対策を実施することとする。市町村は、必要に応じて、都道府県の指示の下、有効かつ適切な蚊の駆除を行うこととする。
また、都道府県等及び市町村は、媒介蚊の密度調査等を実施する場合、当該調査等に従事する者が蚊媒介感染症にかかることを防止するための防蚊対策を徹底するものとする。	また、都道府県等及び市町村は、媒介蚊の密度調査等を実施する場合、当該調査等に従事する者が蚊媒介感染症にかかることを防止するための防蚊対策を徹底するものとする。
国民は、蚊媒介感染症の発生動向に留意するとともに、蚊媒介感染症に感染したものと診断された際は、医師や行政機関の助言に従い、病原体血症期においては、まん延防止のための防蚊対策を確実に実施して蚊に刺されないようにすること、献血を控えること、行政機関が実施する積極的疫学調査に協力することなど、感染の拡大の防止に必要な協力を行うよう努めることとする。	国民は、蚊媒介感染症の発生動向に留意するとともに、蚊媒介感染症に感染したものと診断された際は、医師や行政機関の助言に従い、病原体血症期においては、まん延防止のための防蚊対策を確実に実施して蚊に刺されないようにすること、献血を控えること、行政機関が実施する積極的疫学調査に協力することなど、感染の拡大の防止に必要な協力を行うよう努めることとする。
第四・第五　（略）	第四・第五　（略）
第六　人材の養成	第六　人材の養成
一　基本的考え方	一　基本的考え方
蚊媒介感染症や媒介蚊に関する幅広い知識や技術を有する人材を養成することが必要である。	蚊媒介感染症や媒介蚊に関する幅広い知識や技術を有する人材を養成することが必要である。
人材の養成に当たっては、国及び都道府県等のほか、国立感染症研究所等の研究機関、国立国際医療研究センターを始めとする感染症指定医療機関、大学、日本医師会、関係諸学会等の関係機関が連携し、研修を実施することが重要である。	人材の養成に当たっては、国及び都道府県等のほか、国立国際医療研究センターを始めとする感染症指定医療機関、大学、日本医師会、関係諸学会等の関係機関が連携し、研修を実施することが重要である。
二～四　（略）	二～四　（略）
第七・第八　（略）	第七・第八　（略）

****

[4] 労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針の一部を改正する件（厚生労働省告示第 335 号）

［官報］　令和３年９月 14 日　本紙　第 575 号　８頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210914/20210914h00575/20210914h005750008f.html

○厚生労働省告示第 335 号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十六条第七項の規定に基づき、労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針（平成三十年厚生労働省告示第三百二十三号）の一部を次の表のように改正し、令和三年九月十五日から適用する。

令和３年９月 14 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（使用者の責務） **第三条**　（略） ２　使用者は、「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」（令和三年九月十四日付け基発〇九一匹第一号厚生労働省労働基準局長通達）において、一週間当たり四十時間を超えて労働した時間が一箇月においておおむね四十五時間を超えて長くなるほど、業務と脳血管疾患及び虚血性心疾患　（負傷に起因するものを除く。以下この項において「脳・心臓疾患」という。）の発症との関連性が徐々に強まると評価できるとされていること並びに発症前一箇月間におおむね百時間又は発症前二箇月間から六箇月間までにおいて一箇月当たりおおむね八十時間を超える場合には業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いと評価できるとされていることに留意しなければならない。	（使用者の責務） **第三条**　（略） ２　使用者は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成十三年十二月十二日付け基発第一〇六三号厚生労働省労働基準局長通達）において、一週間当たり四十時間を超えて労働した時間が一箇月においておおむね四十五時間を超えて長くなるほど、業務と脳血管疾患及び虚血性心疾患　（負傷に起因するものを除く。以下この項において「脳・心臓疾患」という。）の発症との関連性が徐々に強まると評価できるとされていること並びに発症前一箇月間におおむね百時間又は発症前二箇月間から六箇月間までにおいて一箇月当たりおおむね八十時間を超える場合には業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いと評価できるとされていることに留意しなければならない。

****

[5] ***健康安全***

◇脳・心臓疾患の労災認定基準を改正しました

＜厚生労働省　2021 年９月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21017.html

厚生労働省は、脳・心臓疾患の労災認定基準を改正し、「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」として、本日９月14日付で厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長宛てに通知しました。

脳・心臓疾患の労災認定基準については、改正から約20年が経過する中で、働き方の多様化や職場環境の変化が生じていることから、最新の医学的知見を踏まえて、厚生労働省の「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」において検証などを行い、令和３年７月16日に報告書が取りまとめられました。

厚生労働省は、この報告書を踏まえて、脳・心臓疾患の労災認定基準を改正したものであり、今後、この基準に基づいて、迅速・適正な労災補償を行っていきます。

【認定基準改正のポイント】

■長期間の過重業務の評価に当たり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化

■長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因を見直し

■短期間の過重業務、異常な出来事の業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化

■対象疾病に「重篤な心不全」を追加

◇令和３年度「世界患者安全の日」について

＜厚生労働省　2021 年９月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=kWqHIUD5yzU5SvwDY

概要
「世界患者安全の日（以下、WPSD：World Patient Safety Day)」とは、「患者安全を促進すべく世界保健機関（以下、WHO）加盟国による世界的な連携と行動に向けた活動をすること」を目的として、医療制度を利用する全ての人々のリスクを軽減するために 2019 年に WHO 総会で制定されました。患者安全を促進する事への人々の意識、関心を高め、国際的な理解を深めるとともに、各種媒体を用いて普及活動を推進しています。
WHO は、患者安全文化の醸成のための普及活動の一環として毎年スローガン等を作成しています。
2021 年度　テーマ　　Safe maternal and newborn care
　　スローガン　Act now for safe and respectful childbirth!
****

[6] ***肥料***

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 1551 号）
　［官報］　令和 3 年 9 月 13 日　本紙　第 574 号　4～7 頁
　https://kanpou.npb.go.jp/20210913/20210913h00574/20210913h005740004f.html
肥料の登録の有効期間を更新 136 件が公示された。

◇生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 1552 号）
　［官報］　令和 3 年 9 月 13 日　本紙　第 574 号　7 頁
　https://kanpou.npb.go.jp/20210913/20210913h00574/20210913h005740007f.html
生産業者の住所及び肥料の名称の変更 2 件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 1553 号）
　［官報］　令和 3 年 9 月 13 日　本紙　第 574 号　7 頁
　https://kanpou.npb.go.jp/20210913/20210913h00574/20210913h005740007f.html
肥料の登録失効 3 件が公示された。
****

[7] ***食品安全衛生関係***

◇輸入食品に対する検査命令の実施（オーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁）
＜厚生労働省　2021 年 9 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=nWaLLUz1xzk1Rv0PY
本日、以下のとおり輸入者に対して、食品衛生法第 26 条第３項に基づく検査命令（輸入届出ごとの全ロットに対する検査の義務づけ）を実施することとしたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
オーストラリア産りんごジュース（原料果汁がりんごに由来するものに限る。）及び原料用りんご果汁	パツリン	検疫所におけるモニタリング検査の結果、オーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁からパツリンを検出したことから、検査命令を実施するもの。

パツリンについて
　ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌により産生されるカビ毒の一種。

◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産省・環境省告示第 7 号）
　［官報］　令和 3 年 9 月 13 日　本紙　第 574 号　8～9 頁
　https://kanpou.npb.go.jp/20210913/20210913h00574/20210913h005740008f.html
---

◇特定保健用食品の表示許可について
＜消費者庁　2021 年 9 月 14 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025614/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_210914_02.pdf
今回許可食品：特茶 TOKUCHA　　サントリー食品インターナショナル株式社　　茶系飲料ケルセチ 配糖体
イソクエルシトリンとして

****

[8] ***廃棄物関係***

◇神奈川県川崎市再生 PET 樹脂製造工場再稼働事業への資金拠出決定について
＜環境省　2021 年 9 月 14 日＞　http://www.env.go.jp/press/109990.html

****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業）の公募開始について（第３次）
＜環境省　2021 年 9 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/109977.html

---

◇令和２年度三次補正革新的な省 CO2 型感染症対策技術等の実用化加速のための実証事業の二次公募開始について
＜環境省　2021 年 9 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/109968.html

---

◇令和３年度社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業（うち LNG 燃料システム等導入促進事業）の二次公募開始について
＜環境省　2021 年 9 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/109982.html

---

[調査結果]

◇「医療機器等における情報化進捗状況調査」の結果公表
＜厚生労働省　2021 年 9 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=H-QJr853Rbu3xHeNY
https://www.mhlw.go.jp/content/10807000/000830977.pdf

◇令和２年受療行動調査（概数）の概況
＜厚生労働省　2021 年 9 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0cIviehRY52R4l2rY

◇定期の予防接種実施者数
＜厚生労働省　2021 年 9 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/topics/bcg/other/5.html

---

[統計資料]

◇薬事工業生産動態統計令和３年６月分月報について
＜厚生労働省　2021 年 9 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2SLPaQixg31xArxLY

◇石油統計月報（2021 年 7 月分）
＜経済産業省　2021 年 9 月 14 日＞
https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/sekiyuka/index.html?pk_campaign=mm_statistics

****

[10] ***その他省庁発表***

◇「特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が閣議決定されました
＜経済産業省　2021 年 9 月 14 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/09/20210914001/20210914001.html?from=mj

****

[11] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・令和３年10月の中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会及び同小委員会審査分科会の開催について　　10月４、8、13、19、27日、非公開

＜環境省　2021年9月13日＞　https://www.env.go.jp/press/109996.html

医学的判定に係る調査審議（中皮腫・肺がん・石綿肺・びまん性胸膜肥厚）

・令和３年度環境技術実証事業説明会及び研修会の開催について　　10月５、12日

＜環境省　2021年9月13日＞　https://www.env.go.jp/press/109978.html

環境技術に関係するより多くの方々に環境技術実証事業を知っていただけるよう、環境技術を有するメーカー、販売者及び環境技術のユーザー並びに実証機関に興味のある方を対象とし、令和３年度環境技術実証事業説明会及び研修会をオンラインにて開催します。

・防災科学技術委員会（第52回）の開催について　　9月21日

＜文部科学省　2021年9月13日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af7eac3HmusXb3bH

1. 防災科学技術政策の現状等について
2. その他

・「地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会（第２回)」の開催について

9月22日

＜環境省　2021年9月14日＞　http://www.env.go.jp/press/109979.html

〇地域における再生可能エネルギー導入目標の設定

〇促進区域設定・環境配慮基準、協議会のあり方

〇その他

・第24回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の開催について　　9月17日

＜厚生労働省　2021年9月14日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21080.html

（１）新型コロナワクチンの臨時接種について

（２）その他

・「原子力施設等における消防活動対策マニュアル改訂に関する検討会」の開催　　9月 16 日

＜総務省消防庁　2021年9月13日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/c14c1f6111b551f346f4950e2f8a8afdc470fd93.pdf

・地震火山観測研究計画部会（第42回）の開催について　　9月24日

＜文部科学省　2021年9月14日＞

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu6/kaisai/1416111_00014.htm

1. 「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画(第２次)」の実施状況等のレビューについて
2. 「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画(第２次)」の実施状況等のレビューの参考資料について

[開催記録、報告、資料等]

・原子力科学技術委員会　原子力研究開発・基盤・人材作業部会　群分離・核変換技術評価タスクフォース（第2回）配布資料　　9月3日

＜文部科学省　2021年9月13日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af7eac3HmusXb3bG

1. 第１回タスクフォースでの主なご意見について
2. 今後の研究開発の方向性について
3. 基礎基盤的な研究開発について
4. その他

・核融合科学技術委員会 原型炉開発総合戦略タスクフォース（第23回）　配付資料　　7月13日

＜文部科学省　2021年9月13日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af7eac3HmusXb3bI

(1) 原型炉開発総合戦略タスクフォースの議事運営について（非公開）
(2) 幅広いアプローチ（BA）活動の進捗状況について
(3) カーボンニュートラル社会を目指した主要国による核融合計画に関する最新情勢
(4) 原型炉設計合同特別チームの活動について
(5) 原型炉研究開発体制の強化のための大学等の連携強化について
(6) その他

・商船系大学における海事人材育成に関する懇談会（第２回）議事概要　　7 月 30 日
＜文部科学省　2021 年 9 月 13 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af7eac3HmusXb3bK
1. 我が国における海事人材育成について
2. その他

****

[12] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 553 号　2021 年 9 月 8 日　から＞

〇国際

・Series on Testing and Assessment: publications by number
＜経済協力開発機構(OECD)＞
https://www.oecd.org/env/ehs/testing/series-testing-assessment-publications-number.htm
OECD は、試験と評価に関する一連の文書 No.317 および No.344 を更新し掲載した。
○ No. 317 Guidance Document on Aquatic and Sediment Toxicological Testing of Nanomaterials
○ No. 344 Guidance Document for the scientific review of Adverse Outcome Pathways

・Draft Guidance and Review Documents/Monographs
＜経済協力開発機構(OECD)＞
https://www.oecd.org/env/ehs/testing/draft-guidance-review-documents-monographs.htm
OECD は、細菌の逆遺伝子突然変異試験の小型化バージョンに関する詳細なレビューペーパーの草案を公開し、2021/10/14 までの意見募集を開始した。レビューペーパー(草案)　→
https://www.oecd.org/env/ehs/testing/Draft%20Detailed%20Review%20Paper%20miniaturised%20versions%20%20bacterial%20reverse%20gene%20mutation%20test.pdf

---

〇欧州

・Glyphosate Latest updates
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 8 月 30 日＞　https://www.echa.europa.eu/hot-topics/glyphosate
除草剤グリホサートに関して、2021/9/24 までに、更新評価報告書（RAR）と欧州調和分類および表示（CLH）報告書について ECHA と欧州食品安全機関（EFSA)が並行して意見募集を行う。全ての利害関係者は 60 日間、意見や情報の提出ができる。関連する EFSA の Web サイト　→ https://www.efsa.europa.eu/en/topics/topic/glyphosate

・Substances of very high concern identification
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 9 月 3 日＞
https://www.echa.europa.eu/substances-of-very-high-concern-identification
ECHA は、新たに 4 物質を REACH 高懸念物質（SVHC）候補リストに含めることを提案し、2021/10/18 までの意見募集を開始した。

・How to change your substance identifier
＜欧州化学品庁(ECHA)　2021 年 9 月 3 日＞
https://echa.europa.eu/support/how-to-improve-your-dossier/how-to-change-your-substance-identifier?utm_source=echa-weekly&utm_medium=email&utm_campaign=weekly&utm_content=20210811&_cldee=bG9yZW56by56dWxsb0BnbWFpbC5jb20%3d&recipientid=lead-8b16e7a83b64ea11811c005056b9310e-b6349b4ab3a841f6951042b915788c72&esid=46480a17-7efa-eb11-812e-005056b9310e
ECHA は、登録者が REACH 登録物質の識別子（例えば EC 番号）を正確に登録していないことに気付いた場合、登録者からの要請に基づき、その修正を行うサービスの手順を紹介しているが、2021/11/1 からサービスの最低料金が現在の 300

ユーロから600ユーロに変更されると説明している。サービス料金は予想されるECHAの作業量に応じて請求される。

○米国

・Chlorpyrifos; Tolerance Revocations
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021年8月30日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/08/30/2021-18091/chlorpyrifos-tolerance-revocations
EPAは、クロルピリホスの使用による総曝露リスクが連邦食品医薬品化粧品法（FFDCA）の安全基準を満たしていると結論付けることはできないことから、クロルピリホスの全ての許容範囲を取り消す最終規則を官報公示した。現在の許容範囲は2022/2/28に失効し、この規則は2021/10/29に発効する。

・EPA Releases Final Scope Documents for Manufacturer-Requested Risk Evaluations of DIDP and DINP
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021年8月31日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-releases-final-scope-documents-manufacturer-requested-risk-evaluations
EPAは、製造業者が要求するフタル酸ジイソデシル（DIDP）およびフタル酸ジイソノニル（DINP）のTSCA第6条に基づくリスク評価の最終スコープ文書をリリースした。この最終スコープ文書は、6月に発表したリスク評価に関するEPAの方針変更を反映したものとなっていると説明している。最終スコープ文書　→
https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/list-manufacturer-requested-risk-evaluations-under-tsca

・Now Available: Latest Update to the TSCA Inventory
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021年8月31日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/now-available-latest-update-tsca-inventory-2
EPAは、TSCAインベントリの最新版が利用可能になったと報じている。TSCAインベントリの次回の定期更新は2022年の冬に予定されている。最新のTSCAインベントリ　→
https://www.epa.gov/tsca-inventory/how-access-tsca-inventory

・Di-isononyl Phthalate (DINP); Final Scope of the Risk Evaluation To Be Conducted Under the Toxic Substances Control Act (TSCA); Notice of Availability
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021年8月31日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/08/31/2021-18772/di-isononyl-phthalate-dinp-final-scope-of--the-risk-evaluation-to-be-conducted-under-the-toxic
EPAは、TSCAに基づくフタル酸ジイソノニル（DINP)のリスク評価の最終スコープ文書が利用可能になったことを官報公示した。この物質は製造業者からリスク評価を要求されたもので、o-フタル酸ジイソノニルエステル、o-フタル酸ジC8-10分岐アルキルエステル(C9が主体)、(CAS RN 28553-12-0およびCAS RN 68515-48-0)が対象となっており、スコープ文書にはEPAがリスク評価で検討する予定である使用条件、有害性、暴露、および潜在的に曝露または影響を受けやすい亜集団が含まれる。

・Di-isodecyl Phthalate (DIDP); Final Scope of the Risk Evaluation To Be Conducted Under the Toxic Substances Control Act (TSCA); Notice of Availability
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021年8月31日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/08/31/2021-18773/di-isodecyl-phthalate-didp-final-scope-of--the-risk-evaluation-to-be-conducted-under-the-toxic
EPAは、TSCAに基づくフタル酸ジイソデシル（DIDP)のリスク評価の最終スコープ文書が利用可能になったことを官報公示した。この物質は製造業者からリスク評価を要求されたもので、o-フタル酸ジイソデシルエステル、o-フタル酸ジC9-11分岐アルキルエステル(C10が主体)、(CAS RN 26761-40-0およびCAS RN 68515-49-1)が対象となっており、スコープ文書にはEPAがリスク評価で検討する予定である使用条件、有害性、暴露、および潜在的に曝露または影響を受けやすい亜集団が含まれる。

・Agency Information Collection Activities; Proposed Renewal of an Existing Collection and Request for Comment; Methylene Chloride; Regulation of Paint and Coating Removal for Consumer Use Under TSCA Section 6(a)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 8 月 31 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/08/31/2021-18784/agency-information-collection-activities-proposed-renewal-of-an-existing-collection-and-request-for
EPA は、「塩化メチレン：TSCA 第 6 条(a)に基づく消費者使用のためのペイントおよびコーティング除去の規則」と題する既存の情報収集要求（ICR）の更新を計画しており、この ICR を審査と承認のため行政管理予算局（OMB）に提出する予定であるが、提出前にこの ICR に対する意見募集を行う通知を官報公示した。意見提出は 2021/11/1 まで。

・Request for Nominations to the Science Advisory Board Biosolids Chemical Risk Assessment Panel
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 9 月 1 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/09/01/2021-18807/request-for-nominations-to-the-science-advisory-board-biosolids-chemical-risk-assessment-panel
EPA は、科学諮問委員会（SAB）に「バイオソリッド化学リスク評価への標準化されたアプローチと、ユーザーガイドを備えたバイオソリッドスクリーニングツール」と題した、EPA の白書をレビューするパネルを構築するための科学専門家の指名を公募する通知を官報公示した。指名推薦は 2021/9/22 まで。

・Agency Information Collection Activities; Proposed Renewal of an Existing Collection and Request for Comment; Asbestos-Containing Materials in Schools and Asbestos Model Accreditation Plans
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 9 月 1 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/09/01/2021-18835/agency-information-collection-activities-proposed-renewal-of-an-existing-collection-and-request-for
EPA は、「学校におけるアスベストを含む材料およびアスベストモデル認定計画」と題する既存の情報収集要求（ICR）の更新を計画しており、この ICR 更新案を審査と承認のため行政管理予算局（OMB）に提出予定である。提出前に当該 ICR 更新案に関する意見募集を行う通知を官報公示した。意見提出は 2021/11/1 まで。

・Proposed Information Collection Request; Comment Request: Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Trade Secrets Claims for Community Right-To-Know and Emergency Planning (EPCRA Section 322), EPA ICR Number 1428.12, OMB Control Number 2050-0078
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 9 月 1 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/09/01/2021-18857/proposed-information-collection-request-comment-request-information-collection-request-submitted-to
EPA は、「緊急対処計画及び地域住民の知る権利法（EPCRA）第 322 条の企業秘密の請求」と題する情報収集要求(ICR)提案を審査と承認のため行政管理予算局（OMB）に提出する予定であるが、提出前に当該 ICR 提案に対する意見募集を行うことを官報公示した。意見提出は 2021/11/1 まで。

・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (19-2.F)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 9 月 2 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2021/09/02/C1-2021-17388/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-19-2f
EPA は、2021/8/18 に発行した TSCA に基づく重要新規利用規則（SNUR; 19-2.F）の一部の規則（40 CFR 721.11301）の修正を官報公示した。

・EPA Announces First Validated Laboratory Method to Test for PFAS in Wastewater, Surface Water, Groundwater, Soils
＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 9 月 2 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-first-validated-laboratory-method-test-pfas-wastewater-surface-water
EPA は、米国国防総省とともにペルおよびポリフルオロアルキル物質（PFAS）を、廃水、地表水、地下水、土壌など異なる 8 種類の環境媒体で試験する最初の EPA 検証済み実験室分析方法の草案を発表した。この方法は、公衆衛生の保護に不可欠な PFAS モニタリングを進めるものと説明している。

・EPA Announces Plan for New Rulemaking on PBT Chemicals, Extends Existing Compliance Date to Protect Supply Chains

＜米国環境保護庁(US EPA)　2021 年 9 月 3 日＞
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-announces-plan-new-rulemaking-pbt-chemicals-extends-existing-compliance
EPA は、TSCA に基づく最終リスク管理の対象となる難分解性・生物蓄積性・毒性（PBT）の特定の 5 物質に関する新たな規則策定を開始する意向を発表した。さらに、これらの PBT 物質の 1 つであるイソプロピル化フェノール＝ホスファート（3：1）（PIP（3：1））の加工と流通の禁止、および関連する記録保持要件への遵守日を延期するための措置を講じている。

〇欧州及び米国

・「米国及び EU における内分泌かく乱物質の規制動向」を掲載しました。
＜経済産業省　2021 年 9 月 2 日＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/other/naibunpi/endcrin2021_August.pdf
・ビジネス Q&A「商品を発送するときの梱包材や緩衝材の EU とアメリカの有害化学物質規制の強化の動向を教えてください。」
＜中小企業基盤整備機構　2021 年 9 月 1 日＞　https://j-net21.smrj.go.jp/qa/development/Q1406.html
---

〇オーストラリア

・What are the rules on using new animal test data?
＜オーストラリア　2021 年 9 月 2 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/what-are-rules-using-new-animal-test-data
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、AICIS に基づく要件を満たすために 2020/7/1 以降に動物試験により得られたデータをどのように使用できるかについての規則を判り易く説明した情報シートを掲載した。新たな動物試験データの使用に関する情報シート　→
https://www.industrialchemicals.gov.au/sites/default/files/2021-09/What%20are%20the%20rules%20on%20using%20new%20animal%20test%20data%20%5B994KB%5D.pdf
・Chemicals added to the Inventory 5 years after issue of assessment - 3 September 2021
＜オーストラリア　2021 年 9 月 3 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/chemicals-added-inventory-5-years-after-issue-assessment-3-september-2021
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、工業化学品法（IC Act 2019）第 82 条に基づき、審査証明書発行後 5 年が経過しインベントリに追加された 6 種の工業化学品を公開した。
********** 以上 **********